

平成21年2月27日

法務省民事局参事官室 御中

社団法人 信託協会

**「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」
に関する意見について**

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

会社計算規則（改正案）

No	対象	意見
1	第129条第1項 第9号、同条第2項	金融商品取引法適用会社に該当しない株式会社であっても、会社法上の「公開会社」は例外なく賃貸等不動産に関する注記を要すると理解しているが、例えば、上場会社の子会社が注記を必要とする要件を満たした場合においては、上場会社の連結財務諸表上、重要性の基準により注記が不要な場合（結果、当該上場会社個別財務諸表上も注記を要しない場合）であっても、当該子会社個別財務諸表上は注記を要するという理解でよいか。また、上場会社の子会社が注記を必要とする要件を満たした場合においては、当該親会社等への賃貸資産であっても、当該子会社個別財務諸表上は注記を要するという理解でよいか。
2	第139条の3	同条の注記の内容については、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第23号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」を参照することでよいか。

以上